

2025年2月5日

静岡県知事 鈴木康友 様

静岡県職員組合

執行委員長 伊藤隆弘



要 求 書

日頃、貴職が職員の賃金・労働条件の改善に向け、努力されていることに対し、敬意を表します。

静岡県職員組合は、2025年2月4日に第216回本部委員会を開催し、春闘要求書を決定しました。私たち県職員は、公務公共サービスに対する県民の期待に応えるため、それぞれの職場で全力を尽くしています。しかし、その職務環境は、人員不足による長時間勤務が一向に解消されることがなく、賃金条件や健康面も含めて65歳まで安心して働き続けることができるのか、心配する職員も少なくありません。

貴職が、真摯に業務に精励する職員の努力に応えるため、下記要求の実現に向け賃金・労働条件改善について、誠意をもって回答されるよう要求します。

記

1 賃金及び諸手当

- (1) 基本賃金について、一律15,800円以上の引上げを行うこと。
- (2) この間、給与改定率の低かった中堅層以上の給与改善を行うこと。
獣医師への初任給調整手当が他県に劣後していないか定期的に調査するとともに、薬剤師など獣医師以外の専門職種についても処遇改善を行うこと。
- (3) 通勤負担軽減のため、通勤に係る時間は60分以内となるよう、人事異動に際して配慮すること。また、通勤費用の自己負担解消に向けて、駅周辺の有料駐車場等の手当算定要件を緩和するなど、前向きに実態調査を進めること。
- (4) 高齢層の最高号給到達や昇給抑制措置について、人事委員会に改善を要請すること。
- (5) 職務の級の適用について改善すること。行政職給料表においては、総括主査を5級適用とし、他の給料表についても同様に改善すること。また、研究職の再任用職員の配置を拡充すること。
- (6) 勸奨退職制度について、退職手当の割増率等を、国の早期退職募集制度を上回る制度とし、退職手当調整額を改善すること。
- (7) 現業職の給与水準回復について、可及的速やかに実行すること。
- (8) 一時金は期末手当に一本化し、支給月数、職務加算措置について改善すること。
- (9) 配偶者に係る扶養手当について、事情により所得のない配偶者等をその他の区分に含めること。

- (10) 夜間休日の緊急対応の多い児童相談所職員の調整額等を改善すること。
- (11) 緊急対応業務の職員の負担を軽減するとともに、手当を工夫して支給できるようにすること。
- (12) 人事評価制度について、これまでの労使合意を尊重するとともに、半期ごとの評価は絶対評価であることを評価者（二次評価者を含む）に徹底すること。

2 人員増、労働条件等の改善

- (1) 慢性的な時間外勤務を解消し、災害時にも迅速な対応を可能とするよう、計画的に増員すること。特に、年間の時間外勤務が360時間を超える職員がいる職場については、確実に増員を行うこと。当面、年間540時間超の職員がいる職場については、直ちに増員を行うこと。
- (2) 勤務時間の確実な把握に向けた対策を実施した上で、未申請による時間外勤務手当の未払いが発生しない仕組みをつくること。
- (3) 試行中の在宅勤務について、利用できる職場の偏りや必要な職員が利用できない環境の定期的な検証を行うこと。

育児・介護・治療と仕事とを両立する職員を支える周囲の職員への業務集中を回避する等、バランスを考慮した人員配置とし、誰もが働きやすい職場づくりを推進すること。
- (4) 課には必ず班を置き、班長及び総括主査を配置すること。

また、50歳以上の班長級未昇任者及び38歳以上の主査級未昇任者をなくすこと。特に班長級の未昇任者比率が高い職種については、特段の配慮を行うこと。
- (5) 障害のある職員や長期療養からの復帰職員が、無理なく職場に適応できるよう、個人と組織との間の調整を行うキャリアコンサルタント等の専門スタッフを配置すること。

また、障害のある職員の配置にあたっては、業務内容とのマッチングにいつそう配慮した仕組みにするとともに、当事者や周囲の職員の過度な負担にならないような体制とすること。
- (6) 社会問題化しているカスタマー・ハラスメントの実態を把握し、対応した職員を組織的にサポートする仕組みをつくること。
- (7) 庁舎の冷暖房について本庁、出先を問わず、労働安全衛生法及び関係政省令に規定する室温を確実に維持すること。建物によっては、時間外における空調運転部屋を確保するなど工夫すること。
- (8) 正規職員の欠員補充にあたっては、同等業務を担い得る正規職員又は臨時的任用職員の配置を原則とすること。

3 会計年度任用職員の賃金労働条件の改善

会計年度任用職員の職務経験が賃金に反映されるよう、給料表適用号給上限を引き上げるとともに、休暇制度や任用更新の改善を図ること。特に育児や看護、介護、病気に係る休暇を有給休暇とするほか、家族休暇を新設すること。